

# 札幌市請負工事検査基準

(総 則)

第1条 札幌市の所掌する工事の請負契約履行検査の実施に関する事務の取扱いについては、地方自治法234条の2第1項、札幌市契約規則、札幌市工事施行規程等に定めるもののほか、この基準の定めるところによるものとする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) しゅん功検査 工事がしゅん功（部分しゅん功を含む）をした場合
- (2) 打切検査 工事を打ち切った場合
- (3) 部分検査 工事のしゅん功前においてその既成部分の検査を必要とする場合
- (4) 臨時検査 部分検査に定める場合のほか、臨時の検査を必要とする場合。なお、下記の検査は、特定の目的のため実施する臨時検査であり、仕様書に基づき実施することを原則とする。
  - ①中間技術検査 工事品質確保のため工事中間時において実施する技術検査
  - ②臨時技術検査 工事品質確保および品質確保に係る請負者への改善・指摘事項の履行確認等指導を兼ねた検査
- (5) 手直検査 前各号の工事の検査結果に基づき要求した手直工事が完了した場合

(検査員の指名基準等)

第3条 工事管理室長（以下「室長」という。）は、工事の各検査ごとに工事管理室の検査職員のうちから検査員を指名するものとする。

- 2 室長は、検査のため必要があると認めるときは、前項の規定による検査員のほかに、工事等担当部長と協議のうえ、当該工事担当部の所属職員のうちから検査員を若干名指名することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、設計金額（当該消費税等相当額を含む）が500万円未満の工事にあつては工事等担当部長が、各検査ごとにその所属職員のうちから検査員を指名し、この基準の規定に準じて検査を行わせることができる。
- 4 検査員は、室長又は工事等担当部長の命を受け、工事の検査を担当する。

(立会員の指名等)

第4条 契約担当部長は、市長が別に定める工事の検査については、その立会いのため、各検査ごとにその所属職員のうちから立会員1名を指名するものとする。

- 2 立会員は、上司の命を受け、工事の検査に立ち会うものとする。

(検査の技術的基準)

第5条 検査員が検査を行うにあたって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

(検査報告書等)

第6条 検査員が次の各号に掲げる検査を実施したときは、それぞれ当該各号に掲げる検査報告書を作成し、室長を経由して契約担当部長に提出しなければならない。

- (1) しゅん功検査
- (2) 打切検査
- (3) 部分検査

(4) 臨時検査

(5) 手直し検査

(検査の方法)

第7条 検査は、工事主任及び請負人が立会いのうえ、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、厳正公平に行わなければならない

附 則

(施行期日)

この基準は、平成17年9月1日から施行する。

この基準は、平成20年4月1日から施行する。